

不利益処分に係る処分基準

処 分 名	危険物施設の位置等の措置命令		
根拠法令名	消防法(昭和23年法律第186号)	(条項) 第12条第2項	
基準法令名		(条項)	
所管部署	消防局予防課 指導担当		
<p>【処分基準】</p> <p>未設定</p> <p>※ 根拠条項（消防法第12条第2項）の規定上明らかであるため。</p>			
所管課	予防課	処理番号	予 No.15